

住宅用火災警報器

平成20年6月1日から設置が義務化されます

消防法及び西入間広域消防組合火災予防条例により、すべての住宅に火災警報器等の設置が義務付けられます。
(新築住宅は、平成18年6月1日から義務化されています)

設置場所

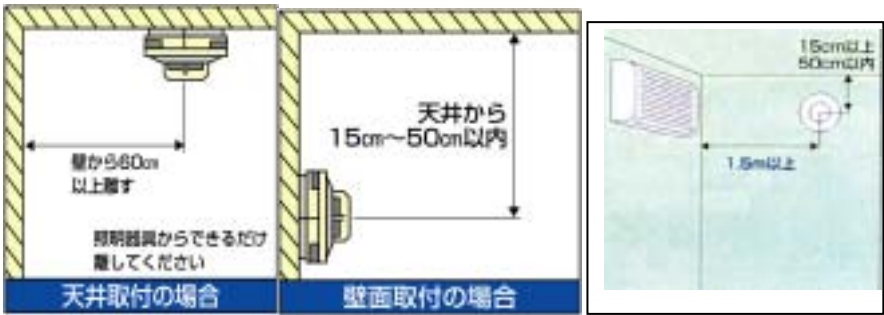
- 寝室・階段への取付けは義務付けられます。
- 台所・居室への義務付けはありませんが、取付けをおすすめします。



2階建のお住まいで1階に寝室があり、2階に寝室がない場合には階段は不要です。
その他の設置例もありますので、ご不明な点はお問合せください。
自動火災報知設備又はスプリンクラー設備等が設置されている場合には、設置の必要がありません。



日本の法令に適合することを日本消防検定協会が保障するものには鑑定マーク NS が付いています。NS マーク付きのものをおすすめします。
(マークの表示場所は機種により異なります)
機種は一例です。様々な機種があります。



はりがある場合も60cm以上離してください。
エアコン等の吹き出し口からは1.5m以上離してください。
センサー・電池等の寿命により交換が必要になります。
詳しくは取扱い説明書を確認してください。

裏面もご覧ください

西入間広域消防組合

電話 049-295-0119 (代表) 049-295-0163 (予防課)

住宅火災による死者が急増しています!!

平成18年中の火災による死者の約90%が住宅火災により亡くなっています。そのうち、逃げ遅れにより亡くなる方が約64%となっています。



(就寝中などに、逃げ遅れにより亡くなる方を軽減するために、寝室への設置を義務化しています)

悪質な訪問販売等にご注意ください!!

消防署や町が「住宅用火災警報器」等を販売したり、設置状況の確認を行うことはありません。

悪質な販売でだまされてしまったら、地域の消費生活センター等にご相談ください。

住宅用火災警報器は、クーリングオフの対象商品です。

どこで買えるの!

電気店、防災設備取扱店、ホームセンター等で購入することができます。電池式で配線不要、ネジで止めるだけです。



価格は!

価格はメーカーや種類、機能、電池の寿命等により異なります。

ピーピーと音で知らせるもの	音声で知らせるもの	ガスも検出するもの
~ 約4,000円/個 ~	~ 約10,000円/個 ~	~ 約15,000円/個 ~

金額はあくまでも目安です。

罰金・罰則はあるの!

自己責任分野ですので、罰金・罰則はありませんが、火災から大切な生命を守るためにも住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

お問合せ先

・悪質な販売にだまされた・クーリングオフ等に関するお問合せ

埼玉県消費生活センター(川越) 049-247-0888

・販売・取付・点検・機能等に関するお問合せ

住宅用火災警報器相談室 0120-565-911(財団法人 日本消防設備安全センター内 月~金 9時~17時)

・ご不明な点は、何でもご相談ください。

西入間広域消防組合 代表 049-295-0119 予防課 049-295-0163

<http://www.119nishiiruma.jp> E-mail yobou@119nishiiruma.jp